

北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成20年2月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第2号

北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「33人」を「43人」に改める。

第3条の前に見出しとして「（定数外の職員）」を付する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。